定　款

一般社団法人

関西ゴルフ連盟

一般社団法人関西ゴルフ連盟　定 款

第1章　総　　則

（名　称）

第 1 条　　当法人は，一般社団法人関西ゴルフ連盟と称する。英語ではKansai Golf Union，略してKGUという。

（事務所）

第 2 条　当法人は，主たる事務所を大阪市西区に置く。

（目　的）

第 3 条　　当法人は，関西地区において，ゴルフの栄誉ある伝統の精神を普及，発達させると共に国民スポーツとしてのゴルフ技術の向上及びゴルフ振興を図り，かつ加盟倶楽部の発展に寄与し，会員相互の親和を図ることを目的とする。

（事　業）

第 4 条　　当法人は，前条の目的を達成するため，次条の地域内において次の事業を行う。

(1) 地区内における関西アマチュア選手権及びその他当法人主催並びに後援の競技，他地区連盟と共催する競技。
(2) 学生ゴルフ連盟，高等学校ゴルフ連盟及び，各ゴルフ関係団体並びにプロゴルフ協会との連携。
(3) 加盟倶楽部の競技開催に関する各種調査及び助言。
(4) ジュニアゴルファーの指導育成。
(5) 日本ゴルフ協会へ加盟し，その主催競技に関する運営及びその委託を受けた事業を行うこと。
(6) ゴルフ振興に関する事業。
(7) ゴルフ場のコース管理に関する事業。
(8) その他，当法人の目的を達成するため必要な事業。

（地　域）

第 5 条　　この定款にいう関西とは，大阪府，京都府，兵庫県，奈良県，和歌山県，滋賀県とする。

（公告の方法）

第 6 条　　当法人の公告は，電子公告により行う。

2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は，官報による。

第2章　社　　員

（会　員）

第 7 条　　当法人の会員は，次の2種とし，正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(1) 正 会 員　　当法人の目的に賛同する9ホール以上のホールを使用するゴルフ倶楽部

(2) 賛助会員　当法人の事業を賛助する団体

（加　盟）

第 8 条　　当法人に加盟しようとする団体は，別に定める申込書その他の書面をもって当法人に申し込み，その承認を受けなければならない。

（加盟の時期）

第 9 条　　理事会において承認の決定があった後，第43条に定める負担金の納入完了時に加盟したものとする。

（倶楽部代表者の届出）

第10条　　正会員は，加盟と同時に，3名以内の倶楽部代表者を文書で当法人に届け出なければならない。

（脱　退）

第11条　　会員が当法人を脱退しようとするときは，その旨を文書で申し出なければならない。

（除名・退会・資格停止）

第12条　　会員が，下記各号の1以上に該当する場合は，社員総会の決議を経て除名することができる。

(1) 当法人の名誉を傷つけ，又は目的に著しく背く行動のあったとき。

(2) この定款または当法人の細則もしくは規定に違反し，理事会の勧告に応じないとき。

(3) 会費その他の当法人に対する負担金を，合計して2年分以上納入しないとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2　会員について，会社更生，民事再生，破産などの申し立てがあったとき，または，実質的に経営母体に変更があった場合には，当該会員は退会したものとする。

3　前項の場合において，当該会員は，理事会で定めた期限内に，加盟継続申入書を提出することができ，理事会で加盟継続が承認された場合には，その日から復会する。

4　正会員について，細則に定める期日までに年会費の全額が納入されない場合は，定款第4条第1号および細則に定めるその年度の競技への参加資格を失うものとする。但し，その後，年会費の全額が納入された場合，実納後に参加申込締切期限をむかえる競技に限り，参加することができる。

（会員資格の喪失）

第１３条　　前2条の場合のほか，会員は，次のいずれかに該当するに至ったときは，その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 当該会員が解散等により消滅したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第１４条　　会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは，当法人に対する会員としての権利を失い，義務を免れる。但し，未履行の義務は，これを免れない。

２　当法人は，会員がその資格を喪失しても，既納の会費その他の拠出金品を返還しない。

第3章　社　員　総　会

（種　類）

第１５条　　当法人の社員総会は，定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

（構　成）

第１６条　　社員総会は，すべての正会員をもって構成する。

（権　限）

第１７条　　社員総会は，次の事項を決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 前年度事業報告，貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 次年度事業計画及び収支予算の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 合併その他重大な組織の変更

(9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第１８条　　定時社員総会は，毎年1回，毎事業年度終了後3か月以内に開催し，臨時社員総会は，必要がある場合に開催する。

（招　集）

第１９条　　社員総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は，理事長に対し，社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して，社員総会の招集を請求することができる。

（議　長）
第20条　　社員総会の議長は，理事長がこれに当たる。

（議決権の数）
第21条　　社員総会における議決権は，各正会員につき1個とする。

（決　議）
第22条　　社員総会の決議は，総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し，出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは議長が決する。
2　前項の規定にかかわらず，次の決議は，総正会員の半数以上であって，総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) 合併又は事業の全部もしくは一部の譲渡
(6) その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては，各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には，過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の行使）
第23条　　第10条の倶楽部代表者のうち，当法人に事前に届け出た1名は，正会員を代表して社員総会に出席し，議決権を行使する。
2　正会員は，他の正会員における倶楽部代表者を代理人として社員総会に出席させ，議決権を行使することができる。
3　前項の場合において，当該正会員又は代理人は，委任状その他代理人の代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

（議事録）
第24条　　社員総会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。
2　議長及び出席した理事の代表2名は，前項の議事録に記名押印する。

第4章　役　員

（設　置）
第25条　当法人に次の役員をおく。
(1) 理事　3名以上
(2) 監事　3名以内
2　理事のうち，1名を理事長，若干名を常務理事とし，1名を専任理事とすることができる。

3　前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし，常務理事，専任理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（選　任）

第26条　　学識経験者から推挙され，選任された理事を除き，理事及び監事は，正会員の倶楽部代表者でなければならない。

2　理事及び監事は，理事会で別に定めるところにより推挙された候補者の中から，社員総会の決議によって選任する。

3　第1項の理事及び監事が，倶楽部代表者の地位を喪失したときは，理事又は監事の資格を当然に失う。

但し，理事及び監事が，任期中に倶楽部代表者を辞任した場合には，なお理事又は監事として留まる。

4　理事長，常務理事及び専任理事は，理事会の決議によって理事の中から定める。

（理事の職務及び権限）

第27条　　理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款で定めるところにより，職務を行う。

2　理事長は，法令及びこの定款の定めるところにより，当法人を代表し，その業務を執行する。

3　常務理事は，理事長を補佐し，理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは，予め理事会で定める順に従ってその職務を代行する。

4　専任理事は，理事長及び常務理事を補佐し，当法人の日常業務を処理する。

5　理事長，常務理事及び専任理事は，3箇月に1回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第28条　　監事は，理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成する。

2　監事は，いつでも，理事及び使用人に対して事業の報告を求め，この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任　期）

第29条　　役員（理事及び監事）の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し，重任を妨げない。

2　補欠として選任された役員の任期は，前任者の任期の満了するときまでとする。

3　役員は，第25条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお役員としての権利義務を有する。

（解　任）

第30条　　理事及び監事は，社員総会において，総正会員の半数以上であって，総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第３１条　　理事及び監事は，無報酬とする。但し，常勤の理事及び監事に対しては，社員総会において定める総額の範囲内で，社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第３２条　　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は，その取引について重要な事実を開示し，理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること，その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は，その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第３３条　　当法人は，役員の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について，法令に定める要件に該当する場合には，理事会の決議によって，賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当法人は，外部役員との間で，一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について，法令に定める要件に該当する場合には，賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し，その契約に基づく賠償責任の限度額は，金１２０万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（顧　問）

第３４条　　当法人に若干名の顧問をおくことができる。

２　顧問は当法人に功績のあった者のうちより，理事長が理事会の同意を得てこれを委嘱する。

３　顧問は，無報酬とする。ただし，職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

４　顧問は，理事長の諮問に応え，理事長に対し，意見を述べることができる。

第5章　理　事　会

（構　成）

第３５条　　当法人に理事会を置く。

２　理事会は，すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第３６条　　理事会は，この定款に別に定めるもののほか，次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 細則の制定改廃に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
(4) 理事の職務の執行の監督
(5) 理事長，常務理事及び専任理事の選定及び解職

（招　集）
第37条　　理事会は理事長が招集する。

（議　長）
第38条　　理事会の議長は，理事長がこれに当たる。

（決　議）
第39条　　理事会の決議は，決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第40条　　理事が，理事会の決議の目的である事項について提案した場合において，その提案について，決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し，監事が異議を述べたときは，この限りでない。

（議事録）
第41条　　理事会の議事については，法令の定めるところにより，議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は，前項の議事録に記名押印する。

（細　則）
第42条　　理事会に関する事項は，法令又はこの定款に定めるもののほか，理事会において定める細則による。

第6章　負 担 金

（負担金）
第43条　　正会員は，理事会の定める加盟金，年会費及び臨時に要する費用並びに日本ゴルフ協会その他の分担金を負担しなければならない。
2　賛助会員は，理事会の定めるところにより，年会費を負担しなければならない。但し，理事会において賛助会員の年会費を免除することができる。

第7章　資産及び会計

（事業年度）
第44条　　当法人の事業年度は，毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第45条　当法人の事業計画書，収支予算書については，理事長が作成し，理事会の決議を経て，社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も，同様とする。

2 前項の書類については，主たる事務所に，当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第46条　当法人の事業報告及び決算については，毎事業年度終了後，理事長が次の書類を作成し，監事の監査を受けた上で，理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち，第1号，第3号及び第4号の書類については，定時社員総会に提出し，承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか，監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに，定款・社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 正会員及び債権者は，法令の定めるところにより，第1項の書類及び監査報告の書類等の閲覧等を請求することができる。

（会計帳簿の閲覧等の請求）

第47条　総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は，法令の定めるところにより，会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合においては，当該請求の理由を明らかにしなければならない。

第8章　定款の変更，合併等及び解散

（定款の変更）

第48条　この定款は，社員総会において，総正会員の半数以上であって，総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

（合併等）

第49条　当法人は，社員総会において，総正会員の半数以上であって，総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって，他の一般法人法上の法人との合併または事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

（解　散）

第50条　当法人は，社員総会における，総正会員の半数以上であって，総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他一般法人法第148条に規定する事由により解散する。

（残余財産の帰属等）

第５１条　　当法人が清算をする場合において有する残余財産は，社員総会の決議を経て，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

２　当法人は，剰余金の分配を行うことができない。

第9章　委　員　会

（特別委員会）

第５２条　　当法人の事業を推進するため必要がある場合，理事会は，その決議により，各種の委員会を設置することができる。

２　委員会の委員は，当法人に加盟する団体の会員及び職員の中から理事会が選任する。

３　委員の任期は1年とする。但し，再選することができる。

４　委員会の任務，構成及び運営に関し必要な事項は，理事会の決議により別に定める。

第10章　事　務　局

（設置等）

第５３条　　当法人の事務を処理するため，事務局を設置する。

２　理事会は事務局長を選任し，諸般の行事並びに庶務の掌に当たらしめ，必要と認めたときは職員を置くことができる。

第11章　付　　則

（委　任）

第５４条　　この定款に定めるもののほか，当法人の運営に必要な事項は，理事会の決議により別に定める。

（最初の事業年度）

第５５条　　当法人の設立初年度の事業年度は，当法人の成立の日から平成24年12月31日までとする。

（設立時役員等）

第５６条　　当法人の設立時役員は，次のとおりである。

設立時理事　　森　下　洋　一
設立時理事　　井　植　貞　雄
設立時理事　　三　宮　　藏
設立時理事　　中　村　　嘉
設立時理事　　曲　田　秀　男
設立時理事　　大　橋　一　元
設立時理事　　筏　　純　一
設立時理事　　以　倉　喜　正

設立時理事　伊東　眞
設立時理事　稲鍵　雄康
設立時理事　荻巣　史恭
設立時理事　川口　冨男
設立時理事　小寺　新吉
設立時理事　後藤　昇平
設立時理事　後藤田　公一
設立時理事　齋藤　堯起
設立時理事　佐野　文範
設立時理事　塩谷　眞治
設立時理事　末陰　孝博
設立時理事　竹田　信男
設立時理事　田村　豊一郎
設立時理事　中西　克之
設立時理事　平田　昭三
設立時理事　前田　正一郎
設立時理事　山下　郁夫
設立時理事　山下　眞一
設立時理事　野村　惇
設立時理事長　森下　洋一
設立時常務理事　井植　貞雄
設立時常務理事　三宮　藏
設立時常務理事　中村　嘉
設立時常務理事　曲田　秀男
設立時常務理事　大橋　一元
設立時監事　杉本　喜俊
設立時監事　炭田　孝明
設立時監事　堀井　莞爾

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第57条　設立時社員の氏名又は名称及び住所は，次のとおりである。

設立時社員　1　住所　兵庫県芦屋市奥山1番地の25
名称　社団法人芦屋カンツリー倶楽部
2　住所　大阪府茨木市大字中穂積25番地
名称　社団法人茨木カンツリー倶楽部
3　住所　兵庫県宝塚市蔵人字深谷1391番地の1
名称　社団法人宝塚ゴルフ倶楽部
4　住所　京都府京田辺市薪平田谷73番1号
名称　一般社団法人田辺カントリー倶楽部
5　住所　兵庫県川西市西畦野字金ヶ谷1番地の4
名称　一般社団法人鳴尾ゴルフ倶楽部

６　住所　兵庫県西宮市仁川町六丁目19番7号
名称　社団法人西宮カントリー倶楽部

（法令の準拠）
第58条　この定款に定めのない事項は，すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上，一般社団法人関西ゴルフ連盟設立のためこの定款を作成し，設立時社員が次に記名押印する。

平成24年 3月16日

設立時社員　社団法人芦屋カンツリー倶楽部
理事　稲 鍵 雄 康　印

設立時社員　社団法人茨木カンツリー倶楽部
理事　久 我 一 郎　印

設立時社員　社団法人宝塚ゴルフ倶楽部
理事　松 尾 博 人　印

設立時社員　一般社団法人田辺カントリー倶楽部
代表理事　森 下 洋 一　印

設立時社員　一般社団法人鳴尾ゴルフ倶楽部
代表理事　宮武　健次郎　印

設立時社員　社団法人西宮カントリー倶楽部
理事　藤　洋 作　印

平成24年	4月 6日	施行
平成26年	2月18日	第25条1項(1)変更 第26条3項変更
2019年	2月13日	第41条2項変更
2024年	2月15日	第25条1項変更